

民法改正による  
成年年齢の引き下げ

4月1日から  
成年年齢は **18歳** になります！

問合せ先 生涯学習課 ☎32-1440 📠1009238

Q 成年年齢はいつから変わるの？

A 令和4年4月1日(金)から変わります。  
これにより、4月1日時点で18歳・19歳の方は新成人(成年)となります。未成年の方は、生年月日によって成年となる日が下表のようになります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ		18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

Q 成年に達すると何ができるようになるの？

A 民法が定める成年年齢には、「一人で有効な契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があり、成年に達すると、親の同意を得なくても自分一人の意思でさまざまな契約をすることができます。  
例えば、自ら賃貸物件を借りる契約をして自分の住む場所を決めたり、携帯電話を自由に契約することもできるようになります。

18歳(成年)からできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> <li>親の同意がなくても契約できる 例 一人暮らしの部屋を借りる 携帯電話を契約する、ローンを組む、クレジットカードをつくるなど</li> <li>国家資格に基づく職業に就ける 例 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許 など</li> <li>10年有効のパスポート・マイナンバーカードを取得できる など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒をする</li> <li>喫煙をする</li> <li>競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う</li> <li>国民年金の加入義務が生じる</li> <li>大型、中型自動車運転免許を取得するなど</li> </ul>

 女性の婚姻開始年齢が  
引き上げられます

女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女共に18歳に統一されます。

 これまで通り  
お酒やたばこは20歳から

健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、飲酒・喫煙、公営ギャンブルの年齢制限は、現状維持となります。

Q 成人式はどうなるの？

A 稲沢市では、成人式の名称を「稲沢市二十歳(はたち)のつどい」に変更し、令和4年度以降も当該年度に20歳を迎える方を対象に開催します。※開催方法は市町村によって異なります

「令和5年 稲沢市二十歳(はたち)のつどい」の開催について

名古屋文理大学文化フォーラム(市民会館)大ホールの改修工事を行うため、例年と開催日および会場が異なります。 📠1003610

日時 令和5年1月9日(祝)、午前10時  
場所 豊田合成記念体育館「エントリオ」  
(下津北山一丁目)

案内状は12月上旬に、平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで、令和4年12月1日現在、市内に住居登録している方へ送付します。



18歳から大人!  
消費者トラブルに  
気を付けて

成年年齢が引き下げられることで、若者の消費者トラブルが心配されます。消費生活相談員のお二人にお話しを伺いました。

契約にはさまざまなルールがあり、法的な責任が生じます。成年を迎えると、親権者の同意なしで結んだ契約を取り消すことができる「未成年者取消権」は行使できなくなります。

そのため、社会経験の浅い若者が狙われ、「初回は無料」「誰でも簡単にお金がもうかるよ」などの甘い勧誘を受けて契約し、多額の借金を抱えてしまうケースが予想されます。

契約をする際には、トラブルに巻き込まれることのないよう、正しい知識を持ち、事前に契約内容をしっかりと確認しましょう。

消費生活相談 困ったことがあればご相談ください!

日時 月～金曜 ※祝休日を除く  
午前10時～正午・午後1時～3時

場所 市役所相談室1

問合せ先 市役所消費生活センター ☎32-2594



消費者庁の「18歳から大人」  
特設ページもご覧ください!

消費生活相談員